

事務連絡
令和6年3月25日

障害福祉サービス事業所 御中

福井県健康福祉部障がい福祉課

令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について

日ごろから県の障がい福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、福祉・介護職員を対象に、「令和6年度障害福祉サービス報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施する。」とされました。

さて、補助金申請受付窓口（事務局）を下記のとおり開設し、申請受付を開始しております。（令和6年3月21日にメール連絡済）

また、当該窓口（事務局）による申請等に関する電話での問い合わせ対応も開始しましたので、お知らせいたします。申請に関して不明な点がありましたら、お問い合わせください。制度に関する問い合わせ等は、引き続き、厚生労働省コールセンターもご活用ください。（令和6年3月25日にメール連絡済）

なお、申請期限は、令和6年4月15日（月）としますので、期限までに申請をお願いいたします。期限までに申請がない場合は、補助金を交付できませんので、ご注意ください。

1 補助金申請受付・問い合わせ対応窓口（事務局）について

- ・ 名 称：福井県介護職員処遇改善支援補助金等事務局
- ・ メール：info@fukui-kaigo-syogukaizen.com
※当該メールアドレスへ申請書類一式を送付してください。
- ・ 電話番号：050-2018-2490
※電話対応時間：平日9:00～17:00
- ・ 備 考：メールでの問い合わせにも対応いたします。

2 申請書提出期限 令和6年4月15日（月）【厳守】

3 厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

電話番号：050-3733-0222

対応時間：9：00～18：00 ※土日含む

4 申請における提出書類

※事業所ではなく、法人単位で申請いただくことになります。

（複数事業所を運営する法人様については、とりまとめたの申請をしていただく必要があります。）

(1) 補助金交付申請書 様式第1号

(2) 処遇改善計画書 様式第2号

※障害福祉サービス等と障害児通所支援等は分けて作成すること

(3) 債権債務者申請書 様式第8号

(4) 県税の納税状況の確認について

(5) 税務署が発行する納税証明書（未納の税額がないことの証明）

5 今後のスケジュール（予定）

- ・ 4月16日から 県における補助金申請内容の審査・確認
- ・ 6月上旬頃 県から補助金交付決定通知の発出
- ・ 6月下旬頃 県から補助金交付（申請額で概算払を予定）
※実績報告書の内容を確認し、過不足がある場合は、補助金の追加交付または返還となります。
- ・ 10月下旬頃 各事業者から実績報告書の提出
- ・ 11月上旬頃から 県における実績報告書内容の審査・確認
- ・ 2月上旬頃 県から補助金追加交付または県からの返還通発出